

■米国：新規原子炉への発電税額控除（PTC）適用期限を延長する法案が成立

2018年2月9日付の報道によると、原子力に対する発電税額控除（PTC）の適用期限延長を含む予算法案が成立した。原子力に対する発電税額控除制度は、2005年エネルギー政策法で規定された制度で、2020年末までに運転を開始する改良型原子炉が対象となっていた。今回の PTC 期限延長に伴い、建設中のボーグル 3、4 号機（AP1000、110 万 kW×2 基、ジョージア州）が PTC の適用を受けられるようになる。このボーグル 2 基の PTC 総額は最大で 22 億ドルに及ぶとされている。また、2026 年までに運転開始が予定されている NuScale 社の小型モジュール炉（SMR）も適用対象になるとみられている。原子力エネルギー協会（NEI）のマリア・コルスニック専務理事は、「国は商業用原子炉技術におけるリーダーシップを維持するというコミットメントを示している」とし、法案成立を称賛している。